

平成 年 月 日

一般社団法人日本削節検査・認証協会
会 長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名 印

審 査 同 意 書

当社の当該製造工場において、JAS法の登録認定機関である一般社団法人日本削節検査・認証協会から、JAS法第14条第1項の規定により当該製品の日本農林規格による格付けを行い、その容器・包装等にJASマークの表示を付すことができる認定を受ける審査に際しましては、以下の事項の遵守等について同意します。

- 1 格付の表示に係るJAS法の規定を遵守すること。
- 2 農林水産大臣の行う格付の表示の改善命令に違反し、又は農林水産大臣による報告の請求を拒否し、虚偽の報告をし、又は立入検査の拒否、妨害若しくは忌避をしてはならないこと。
- 3 認定を受けている旨の広告又は表示を行うときは、認定に係る農林物資の製品が日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行わないこと。
- 4 認定を受けている旨の広告又は表示をするときは、認定に係る農林物資以外の製品について貴会の認定を受けていると誤認させ、又は貴会の認定審査の内容その他の認定に関する業務内容について誤認させるおそれのないようにすること。
- 5 他人に認定、格付又は格付の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、認定に係る農林物資以外の製品について貴会の認定を受けていると誤認させ、又は貴会の認定の審査内容その他の認定に関する業務内容について誤認させるおそれのないようにすること。
- 6 貴会が3又は4に違反すると認め、広告又は表示方法の改善又は中止を求めたときは、これに応じること。
- 7 貴会が行う審査、調査の実施等に関して手配を行うこと。
- 8 貴会が必要な報告を求め、又は事務所、工場等に立ち入り、格付、農林物資の広告又は表示、農林物資、原料、工場、帳簿その他の件の調査ができること。

- 9 1から8までの事項に違反し、又は8の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは7の調査の実施等を拒否、妨害若しくは忌避をしたときは、貴会が認定の取消し又は格付業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止を請求できること。
- 10 認定の取消し又は格付に関する業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止の場合には、貴会の要求どおりに認定証を返却すること。
- 11 当社が9の請求に応じないときは、貴協会がその認定を取消すこと。
- 12 貴会が、当社の名称及び住所、認定に係る農林物資の種類、認定工場の名称及び所在地並びに認定の年月日、9の規定による請求をしたとき又は認定を取消したときは、当該請求又は取消しの年月日及び当該請求又は取消しをした理由並びに格付業務を廃止したときは、当該廃止の年月日を公表すること及び農林水産大臣に報告すること。
- 13 JAS製品に関連して持ち込まれた苦情に対して適切な処置をとるとともにその記録を貴会の求めに応じて貴会に利用させること。
- 14 毎年6月末日までに、その前年度の格付実績を貴会に報告すること。
- 15 認定事項を変更し、又は格付業務を廃止しようとするときは、あらかじめ貴会に通知すること。